

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-2

別紙1

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					担当部局名	動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	田邊 仁			
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増(平成22年度比)				目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)		政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)となる10万頭	418千頭	16年度	100千頭	35年度	減少傾向維持 209千頭	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
2 犬及び猫の殺処分率の減	94%	16年度	減少傾向維持	35年度	減少傾向維持 77%	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
3 犬及び猫の所有明示の実施率の倍増	犬54% 猫37%	22年度	犬72% 猫40%	35年度	上昇傾向維持 犬55% 猫38%	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 調査連絡事務費(平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和49年度から)	4百万円 (9百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (7百万円)	8百万円	1、2、3	<達成手段の概要> 自治体等の連絡会議の開催、動物愛護管理行政関係資料の作成、収容動物検索情報サイトの運用等 <達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自治体に収容された犬猫を、1頭でも多く元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する機会をつくることで、殺処分率の減少に寄与する。					236	
(2) 動物適正飼養推進・基盤強化事業(平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和52年度から)	55百万円 (80百万円)	46百万円 (48百万円)	75百万円 (63百万円)	87百万円	1、2、3	<達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成とさらなる効果的な施策の展開につなげる。					236	
(3) 飼養動物の安全・健康保持推進事業(平成20年度)	26百万円 (9百万円)	9百万円 (4百万円)	6百万円 (3百万円)	11百万円	1	<達成手段の概要> 飼養動物の適切な給餌にかかる普及啓発、ペットフードの安全性等に関する情報の収集及び分析等 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。					237	

(4) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助	9百万円 (9百万円)	85百万円 (8百万円)	80百万円 (76百万円)	95百万円	2	<p><達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の収容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの</p> <p><達成手段の目標> 自治体に収容された犬猫の返還・譲渡の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分数の減少に寄与する。</p>	238
(5) 動物愛護管理推進事業 (平成18年度)	3百万円 (2百万円)	3百万円 (2百万円)	2百万円 (1百万円)	2百万円	1	<p><達成手段の概要> 逸走した危険動物への対応</p> <p><達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。</p>	239
施策の予算額・執行額	97百万円 (109百万円)	142百万円 (70百万円)	171百万円 (150百万円)	203百万円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		